

建築士法施行細則

〔昭和25年12月1日〕
規則第116号

〔沿革〕昭和27年7月18日規則第46条，29年4月16日第35号，30年6月29日第38号，33年4月30日第36号，35年8月1日第70号，39年1月6日第3号，40年3月19日第13号，48年2月23日第9号，51年3月31日第20号，53年8月2日第46号，59年3月30日第22号，60年10月21日第57号，63年3月9日第3号，平成3年3月29日第21号，7年3月20日第6号，9年4月11日第38号，12年3月31日第74号，14年3月29日第25号，16年12月24日第91号，17年3月4日第18号，19年7月13日第53号，20年7月1日第69号，21年2月6日第1号，24年3月30日第27号，25年3月29日第38号，27年7月7日第27号，令和元年11月29日第25号，2年2月28日第6号校正。

(趣旨)

第1条 この規則は、建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)の施行に関し、建築士法施行令(昭和25年政令第201号)、建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)及び建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成20年国土交通省令第37号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平24規則27・追加)

第1章の2 免許

(平24規則27・章名追加)

(免許の申請)

第1条の2 法第4条第3項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類(その書類を得られない正当な理由がある場合においては、これに代わる適当な書類)を添付して、これを知事に提出しなければならない。ただし、第13条第1項の規定により同項第1号又は第2号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第2項の規定により当該書類を法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)に提出した場合で、当該書類に記載された内容と免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第3号又は第4号に掲げる書類の添付を要しない。

(1) 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類

(2) 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類

(3) 次のアからウまでのいずれかに掲げる書類

ア 法第4条第4項第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書

イ 知事が別に定める法第4条第4項第3号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ウ 法第4条第4項第3号に該当する者のうち、イに掲げる者以外の者にあつては、同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

(4) 法第4条第4項第2号から第4号までに掲げる者のうち、建築実務の経験を有することを免許の登録の要件とする者にあつては、建築実務の経験を記載した実務経歴書（別記第1号様式の2）及び使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容について事実と相違ないことを証する実務経歴証明書（別記第1号様式の3）

2 法第4条第5項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許申請書に、前項第1号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び外国の建築士免許証の写しを添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 前2項の免許申請書には、写真（申請前6月以内に、脱帽し、正面から上半身を写した無背景の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものとする。第3条の2及び第4条において同じ。）を貼り付けなければならない。

（昭51規則20・昭53規則46・昭59規則22・平12規則74・一部改正、平24規則27・旧第1条繰下・一部改正、平27規則27・令元規則25・一部改正、令2規則6・全部改正）

（免許）

第2条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による申請があつた場合においては、免許申請書の記載事項を審査し、申請者が二級建築士又は木造建築士となる資格を有すると認めるときは、建築士名簿（別記第2号様式。以下「名簿」という。）に登録し、かつ、申請者に二級建築士免許証（別記第3号様式）又は木造建築士免許証（別記第3号様式の2）を交付する。

2 知事は、申請者が二級建築士又は木造建築士となる資格を有しないと認めるときは、理由を付し、その旨を当該申請者に通知するとともに、免許申請書を申請者に返却する。

（昭51規則20・昭53規則46・昭59規則22・平24規則27・令2規則6・一部改正）

（証明書の交付）

第2条の2 法第5条第1項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録を受けている旨の証明を受けようとする者は、建築士登録証明申請書（別記第3号様式の2の2）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、申請者に建築士登録証明書（別記第3号様式の2の3）を交付する。

（平25規則38・追加）

（登録事項の変更）

第3条 二級建築士又は木造建築士は、建築士法施行規則第3条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、登録事項変更届出書・書換え交付申請書（別記第3号様式の3）に戸籍謄本又は戸籍抄本を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合においては、名簿を訂正する。

(昭51規則20・昭53規則46・昭59規則22・平24規則27・平27規則27・一部改正)

(免許証の書換え交付)

第3条の2 二級建築士又は木造建築士は、前条第1項の規定による届出をする場合において、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証(以下「免許証」という。)又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「免許証明書」という。)の記載事項に変更があつたときは、知事に免許証の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項及び法第5条第3項の規定により免許証又は免許証明書の書換え交付を申請しようとする者は、写真を貼り付けた登録事項変更届出書・書換え交付申請書に免許証又は免許証明書を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

(平27規則27・追加)

(免許証の再交付)

第4条 二級建築士又は木造建築士は、免許証若しくは免許証明書を汚損し、又は紛失した場合においては、遅滞なく、写真を貼り付けた免許証再交付申請書(別記第3号様式の4)に、その事由を記載し、汚損した場合にあつてはその免許証又は免許証明書を添付して、これを知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、名簿に再交付の年月日を記載し、申請者に免許証を再交付する。

3 二級建築士又は木造建築士は、第1項の規定により免許証又は免許証明書の再交付を申請した後、紛失した免許証又は免許証明書を発見した場合においては、発見した日から10日以内に、これを知事に返納しなければならない。

(昭53規則46・昭59規則22・平24規則27・一部改正)

(死亡等の届出、免許の取消しの申請及び免許証等の返納)

第5条 二級建築士又は木造建築士が死亡した場合において、その相続人が、法第8条の2の規定による届出をするときは、死亡届出書(別記第3号様式の5)に免許証又は免許証明書及びその旨を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

2 二級建築士又は木造建築士は、法第8条の2(第2号に係る部分に限る。)の規定による届出をする場合においては、届出書(別記第3号様式の6)に免許証又は免許証明書を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 二級建築士又は木造建築士が法第8条第3号に該当するに至つた場合において、本人又はその法定代理人若しくは同居の親族が、法第8条の2(第3号に係る部分に限る。)の規定による届出をするときは、業務を適正に行うことができない旨の届出書(別記第3号様式の7)に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付して、これを知事に提出しなければならない。

4 二級建築士又は木造建築士は、法第9条第1項第1号の規定による免許の取消しを申請する場合においては、免許取消申請書(別記第3号様式の8)に免許証又は免許証明書を添付して、

これを知事に提出しなければならない。

5 二級建築士又は木造建築士が失踪の宣告を受けた場合においては、戸籍法(昭和22年法律第224号)による失踪の届出義務者は、失踪の宣告の日から30日以内に失踪宣告届出書(別記第3号様式の9)に免許証又は免許証明書及びその旨を証する書類を添付して、これを知事に届け出なければならない。

6 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項(第1号及び第2号を除き、第3号にあつては、法第8条の2第2号に掲げる場合に該当する場合に限る。)若しくは第2項又は第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士又は木造建築士(法第9条第2項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族)は、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証又は免許証明書を知事に返納しなければならない。

(昭51規則20・昭53規則46・昭59規則22・平12規則74・平19規則53・平24規則27
・令元規則25・一部改正)

(登録の抹消)

第6条 知事は、免許を取り消した場合又は前条第5項の規定による届出があつた場合においては、登録を抹消し、名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

2 知事は、前項の規定により登録を抹消した名簿を、抹消した日から5年間保存する。

(昭51規則20・昭59規則22・平24規則27・平25規則38・一部改正)

(住所等の届出)

第7条 二級建築士又は木造建築士が法第5条の2第1項の規定により行う届出は、二級・木造建築士住所等の届出書(別記第4号様式)によらなければならない。

(昭59規則22・全改)

(免許証等の領置)

第8条 知事は、法第10条第1項の規定により二級建築士又は木造建築士に業務の停止を命じた場合においては、当該二級建築士又は木造建築士に対して免許証又は免許証明書の提出を求め、かつ、処分期間満了まで、これを領置することがある。

(昭51規則20・昭53規則46・昭59規則22・平24規則27・一部改正)

(名簿の閲覧)

第8条の2 知事は、法第6条第2項の規定により名簿を一般の閲覧に供するため、名簿閲覧所を設けるものとする。

2 知事は、前項の規定により名簿閲覧所を設けたときは、当該名簿閲覧所の閲覧要綱を定めるとともに、当該名簿閲覧所の場所及び閲覧要綱を告示しなければならない。

(平24規則27・追加)

(指定の申請)

第8条の3 法第10条の20第2項の指定を受けようとする者(次項第8号において「指定申請

者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所
- (2) 法第10条の20第1項に規定する二級建築士等登録事務(以下「二級建築士等登録事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地
- (3) 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (4) 申請に係る意思の決定を証する書類
- (5) 役員の名及び略歴を記載した書類
- (6) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (7) 法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第1項第1号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類
- (8) 指定申請者が法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面
- (9) その他参考となる事項を記載した書類
(平24規則27・追加)

(名称等の変更の届出)

第8条の4 法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機関(以下「指定登録機関」という。)は、同条第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(平24規則27・追加)

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第8条の5 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の7第1項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の名
- (2) 選任又は解任の理由
- (3) 選任の場合にあつては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の5第2項

第4号イ及びロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

(平24規則27・追加)

(登録事務規程の認可の申請等)

第8条の6 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の9第1項前段の認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る同項に規定する登録事務規程を添付して、知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の9第1項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(平24規則27・追加)

(事業計画等の認可の申請等)

第8条の7 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の10第1項前段の認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の10第1項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(平24規則27・追加)

(登録状況の報告)

第8条の8 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該四半期における二級建築士又は木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数
- (2) 当該四半期の末日における二級建築士又は木造建築士の人数

2 前項の報告書には、名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。

3 報告書等(第1項の報告書及び前項の登録者一覧表をいう。以下この項において同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

- (1) 知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたフ

ファイルに当該情報が記録されるもの

- (2) 磁気ディスク、シー・ディ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

（平24規則27・追加，令2規則6・一部改正）

（不正登録者の報告）

第8条の9 指定登録機関は、二級建築士又は木造建築士が偽りその他不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該二級建築士又は木造建築士に係る登録事項
- (2) 偽りその他不正の手段

（平24規則27・追加）

（二級建築士等登録事務の休廃止の許可の申請）

第8条の10 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の15第1項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲
- (2) 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- (3) 休止又は廃止の理由

（平24規則27・追加）

（二級建築士等登録事務の引継ぎ等）

第8条の11 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の17第4項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 二級建築士等登録事務を知事に引き継ぐこと。
- (2) 帳簿、名簿その他の二級建築士等登録事務に関する書類を知事に引き継ぐこと。
- (3) その他知事が必要と認める事項

（平24規則27・追加）

（指定登録機関への書類の交付）

第8条の12 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書等の送付若しくは提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

- (1) 第5条第5項又は法第5条の2若しくは第8条の2の規定による届出 当該届出に係る事項
- (2) 省令第40条第4項又は第43条第4項の規定による報告書等の送付 省令第40条第2項第2号イ又は第43条第2項第2号イの修了者一覧表に記載された事項
- (3) 第15条の8第3項の報告書等の提出 同条第2項の規定による添付書類に記載された事項

2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲

げる電磁的方法をもつて行うことがある。

(1) 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

(平24規則27・追加，平25規則38・一部改正，令2規則6・一部改正・追加)

(免許の取消し等の処分の通知)

第8条の13 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により二級建築士又は木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

(1) 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日

(2) 処分を受けた者の氏名，生年月日及び住所

(3) 処分の内容及び処分を行つた年月日

(平24規則27・追加)

(準用)

第8条の14 第1条の2第1項及び第2項，第2条から第4条まで，第5条第6項，第6条及び第8条の2の規定は、指定登録機関が行う二級建築士等登録事務について準用する。この場合において、これらの規定（第1条の2第1項及び第2項を除く。）中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第1条の2第1項中「別記第1号様式」とあるのは「別記第1号様式に準じて指定登録機関が定める様式」と、「同項及び同条第2項中「これを知事」とあるのは「これを指定登録機関」と、同条第1項第4号中「別記第1号様式の2」とあるのは「別記第1号様式の2に準じて指定登録機関が定める様式」と、「別記第1号様式の3」とあるのは「別記第1号様式の3に準じて指定登録機関が定める様式」と、第2条第1項中「二級建築士免許証(別記第3号様式)」とあるのは「二級建築士免許証明書(別記第3号様式に準じて指定登録機関が定める様式)」と、「木造建築士免許証(別記第3号様式の2)」とあるのは「木造建築士免許証明書(別記第3号様式の2に準じて指定登録機関が定める様式)」と、第2条の2第1項中「別記第3号様式の2の2」とあるのは「別記第3号様式の2の2に準じて指定登録機関が定める様式」と、同条第2項中「別記第3号様式の2の3」とあるのは「別記第3号様式の2の3に準じて指定登録機関が定める様式」と、第3条第1項中「別記第3号様式の3」とあるのは「別記第3号様式の3に準じて指定登録機関が定める様式」と、第3条の2の見出し及び同条第3項並びに第4条の見出し及び同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第3条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、第4条第1項中「別記第3号様式の4」とあるのは「別記第3号様式の4に準じて指定登録機関が定める様式」と、第6条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第5項の規定による届出があつた場合」とあるのは「知事が免

許を取り消した場合又は第8条の12第1項の規定に基づき前条第5項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第8条の2第1項中「法第6条第2項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」と、同条第2項中「告示しなければ」とあるのは「公示しなければ」と読み替えるものとする。

(平24規則27(平25規則38・一部改正)・追加, 平27規則27・令2規則6・一部改正)

第2章 試験

第9条削除

(平21規則1)

(試験の方法)

第10条 二級建築士試験及び木造建築士試験は、学科及び設計製図について、筆記試験により行う。

2 設計製図の試験は、学科の試験に合格した者に限り、受けることができる。

3 第1項に規定する学科の試験は、建築計画、建築施工、建築構造、建築法規等に関する必要な知識について行う。

(昭48規則9・全改, 昭53規則46・昭59規則22・一部改正)

第11条 学科の試験に合格した者(他の都道府県知事が行った学科の試験に合格した者を含む。)については、学科の試験に合格した二級建築士試験(以下この条において「二級学科合格試験」という。)に引き続いて行われる次の4回の二級建築士試験のうち2回(二級学科合格試験の設計製図の試験を受けなかつた場合においては、3回)の二級建築士試験又は学科の試験に合格した木造建築士試験(以下この条において「木造学科合格試験」という。)に引き続いて行われる次の4回の木造建築士試験のうち2回(木造学科合格試験の設計製図の試験を受けなかつた場合においては、3回)の木造建築士試験において、それぞれ学科の試験を免除する。

(昭48規則9・全改, 昭53規則46・昭59規則22・平14規則25・平17規則18・平21規則1・一部改正, 令2規則6・一部改正・一部削除)

(試験期日等の公告)

第12条 二級建築士試験又は木造建築士試験を施行する期日、場所その他試験の施行に関して必要な事項は、知事があらかじめ公告する。

(昭53規則46・昭59規則22・一部改正)

(受験の申込手続等)

第13条 二級建築士試験又は木造建築士試験(指定試験機関が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、受験申込書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1) 次のアからウまでのいずれかに掲げる書類

ア 法第15条第1号に該当する者にあつては、同号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書(その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)

イ 知事が別に定める法第15条第2号に該当する者の基準に適合するものにあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ウ 法第15条第2号に該当する者のうち、イに掲げる者以外の者にあつては、同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

(2) 法第15条第2号及び第3号に掲げる者のうち、建築実務の経験を有することを受験資格とするものにあつては、実務経歴書及び実務経歴証明書

(3) 申込み前6月以内に、脱帽し、正面から上半身を写した無背景の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真

2 指定試験機関が二級建築士等試験事務を行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、受験申込書に前項に掲げる書類(同項第2号に掲げる書類にあつては、指定試験機関が定める様式による書類)を添付して、指定試験機関の定めるところにより、これを指定試験機関に提出しなければならない。

(昭53規則46・昭59規則22・昭60規則57・平17規則18・平21規則1・平24規則27・一部改正、令2規則6・一部改正・一部削除)

(合格公告及び通知)

第14条 知事又は指定試験機関は、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の氏名を公告し、本人に合格した旨を通知する。

2 知事又は指定試験機関は、学科の試験に合格した者にその旨を通知する。

(昭33規則36・昭48規則9・昭53規則46・昭59規則22・昭60規則57・一部改正)

(受験者の不正行為に対する措置に関する報告書)

第15条 指定試験機関は、法第13条の2第2項の規定により同条第1項に規定する知事の職権を行つたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(1) 不正行為者の氏名、住所及び生年月日

(2) 不正行為に係る試験の年月日及び試験地

(3) 不正行為の事実

(4) 処分内容及び年月日

(5) その他参考事項

(昭53規則46・昭59規則22・昭60規則57・平19規則53・一部改正)

(指定の申請)

第15条の2 法第15条の6第2項に規定する指定を受けようとする者(次項第11号において「指定申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 二級建築士等試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

(3) 二級建築士等試験事務を開始しようとする年月日

2 前項の書類には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録

(3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

(4) 申請に係る意思の決定を証する書類

(5) 役員の名及び略歴を記載した書類

(6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(7) 二級建築士等試験事務を行おうとする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類

(8) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(9) 二級建築士等試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

(10) 法第15条の6第3項において準用する法第15条の3第1項に規定する試験委員の選任に関する事項を記載した書類

(11) 指定申請者が法第15条の6第3項において準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面

(12) その他参考となる事項を記載した書類

(昭60規則57・追加, 平17規則18・平21規則1・一部改正)

(名称等の変更の届出)

第15条の3 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(1) 変更後の指定試験機関の名称若しくは住所又は二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地

(2) 変更しようとする年月日

(3) 変更の理由

(昭60規則57・追加, 平21規則1・一部改正)

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第15条の4 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の7第1項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(1) 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の名

(2) 選任又は解任の理由

(3) 選任の場合にあつては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の書類に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第15条の6第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又はロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

(昭60規則57・追加, 平21規則1・一部改正)

(試験委員の選任及び解任の届出)

第15条の5 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第15条の3第3項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 試験委員の氏名
- (2) 選任又は解任の理由
- (3) 選任の場合にあつては、その者の略歴

(昭60規則57・追加, 平21規則1・一部改正)

(試験事務規程の認可の申請)

第15条の6 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の9第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、当該認可に係る試験事務規程を知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の9第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(昭60規則57・追加, 平21規則1・一部改正)

(事業計画等の認可の申請)

第15条の7 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の10第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(昭60規則57・追加, 平21規則1・一部改正)

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第15条の8 指定試験機関は、二級建築士等試験事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を試験の区分ごとに記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 試験の期日
- (2) 試験の場所

- (3) 受験申込者数
- (4) 受験者数
- (5) 合格者数
- (6) 合格年月日

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表並びに第13条第2項の規定により提出された受験申込書並びに同条第1項第1号及び第2号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 報告書等(第1項の報告書及び前項の規定による添付書類をいう。以下この項において同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

- (1) 知事の使用に係る電子計算機と指定試験機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- (2) 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法
(平21規則1・全改, 令2規則6・一部改正)

(二級建築士等試験事務の休廃止の許可)

第15条の9 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の15第1項の規定により許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等試験事務の範囲
- (2) 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- (3) 休止又は廃止の理由
(昭60規則57・追加, 平21規則1・一部改正)

(公示)

第15条の10 法第10条の20第3項, 第15条の6第3項又は第26条の3第3項において準用する法第10条の6第1項及び第3項, 第10条の15第3項, 第10条の16第3項並びに第10条の17第3項の規定による公示は、鹿児島県公報により行うものとする。

(平21規則1・追加, 平24規則27・一部改正)

第3章 建築士事務所

(昭33規則36・追加)

(証明書の交付)

第16条 法第23条第1項又は第3項の規定により一級建築士事務所, 二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けている旨の証明を受けようとする者は、建築士事務所登録証明申

請書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、申請者に建築士事務所登録証明書(別記第7号様式)を交付する。

(平20規則69・追加)

(登録簿)

第17条 法第23条の3第1項の登録簿は、建築士事務所登録簿(別記第8号様式)による。

(昭33規則36・追加, 昭59規則22・一部改正, 平20規則69・旧第16条繰下・一部改正)

(変更届)

第18条 法第23条の5第1項の規定による届出は、建築士事務所登録事項変更届出書(別記第9号様式)によらなければならない。

2 法第23条の5第2項の規定による届出は、所属建築士変更届出書(別記第9号様式の2)によらなければならない。

(昭33規則36・追加, 平12規則74・一部改正, 平20規則69・旧第17条繰下・一部改正, 平24規則27・平27規則27・一部改正)

(廃業届)

第19条 法第23条の7の規定による届出は、廃業等届出書(別記第10号様式)によらなければならない。

(昭33規則36・追加, 昭59規則22・平12規則74・平19規則53・一部改正, 平20規則69・旧第18条繰下・一部改正)

(登録簿等の閲覧)

第20条 知事は、法第23条の9各号に掲げる書類を一般の閲覧に供するため、登録簿等閲覧所を設けなければならない。

2 知事は、前項の規定により登録簿等閲覧所を設けたときは、当該登録簿等閲覧所の閲覧要綱を定めるとともに、当該登録簿等閲覧所の場所及び閲覧要綱を告示しなければならない。

(平24規則27・追加)

(準用)

第21条 第16条, 第18条, 第19条及び前条の規定は、法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関が同項に規定する事務所登録等事務を行う場合に準用する。この場合において、これらの規定中「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、第16条第1項中「別記第6号様式」とあるのは「別記第6号様式に準じて指定事務所登録機関が定める様式」と、同条第2項中「別記第7号様式」とあるのは「別記第7号様式に準じて指定事務所登録機関が定める様式」と、第18条第1項中「別記第9号様式」とあるのは「別記第9号様式に準じて指定事務所登録機関が定める様式」と、同条第2項中「別記第9号様式の2」とあるのは「別記第9号様式の2に準じて指定事務所登録機関が定める様式」と、第19条中「別記第10号様式」とあるの

は「別記第10号様式に準じて指定事務所登録機関が定める様式」と、前条第1項中「法第23条の9」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の9」と、同条第2項中「告示しなければ」とあるのは「公示しなければ」と読み替えるものとする。

(平24規則27・追加, 平27規則27・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 昭和27年12月31日までに行われる二級建築士試験において同時に3科目又は4科目に合格点を得た者については、第10条第2項の規定にかかわらず昭和29年12月31日までに行われる二級建築士試験を受ける場合に限り当該科目及び当該試験の後に合格点を得た科目の試験を免除する。

(昭27規則46・追加, 昭29規則35・昭53規則46・一部改正)

附 則(昭和27年7月18日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和29年4月16日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和30年6月29日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和33年4月30日規則第36号)

- 1 この規則は、昭和33年4月30日から施行する。
- 2 昭和32年度二級建築士試験において、3科目又は4科目の科目に合格点を得て昭和33年度に受験した者については、昭和36年度まで行われる試験においてその合格点を得た科目を免除する。
- 3 前項に規定する3科目又は4科目の科目に合格点を得た者であつて昭和33年度に受験することができない者で知事がやむを得ない理由があると認めたものについては、昭和34年度に受験した場合前項の規定にかかわらず昭和36年度まで行われる試験において、その合格点を得た科目を免除する。
- 4 前項に該当する者で合格点を得た科目の試験の免除を受けようとする者は、試験免除申請書に試験を受けることができない理由を記載し医師の診断書その他の理由を証する書類を添え試験施行期日10日前までにこれを知事に提出しなければならない

附 則(昭和35年8月1日規則第70号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 から 4 まで(省略)

附 則(昭和39年1月6日規則第3号)

(施行期日)

第1条 この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

第2条から第31条まで(省略)

附 則(昭和40年3月19日規則第13号)

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年2月23日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の建築士法施行細則第10条及び第11条の規定に基づく二級建築士試験で昭和47年以前に行なわれたものにおいて合格点を得た科目を有する者で、当該科目につき試験の免除を受けられるものについては、この規則による改正後の建築士法施行細則の規定にかかわらず、この規則施行の日以後なお従前の例により引き続き4回の二級建築士試験を行なう。ただし、当該者がこの規則による改正後の建築士法施行細則の規定に基づく二級建築士試験を受験することを妨げない。

附 則(昭和51年3月31日規則第20号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年8月2日規則第46号)

(施行期日)

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月30日規則第22号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年10月21日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年3月9日規則第3号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月29日規則第21号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月20日規則第6号)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成9年4月11日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第74号)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の建築士法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成14年3月29日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月24日規則第91号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月4日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15条の2の改正規定は、平成17年3月7日

から施行する。

附 則(平成19年7月13日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年7月1日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年2月6日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第27号)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条第1項の改正規定(「をいう。)」の次に「及び写真(申請前6月以内に、脱帽し、正面から上半身を写した無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものとする。次項、第3条及び第4条において同じ。)」を加える部分に限る。)、同条第2項の改正規定(「写し」の次に「及び写真」を加える部分に限る。)、第2条、第3条及び第8条の14の改正規定、別記第3号様式から別記第3号様式の3までの改正規定並びに次項及び第3項の規定法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の6第1項の二級建築士登録等事務の開始の日

(開始の日＝平成25年4月1日)

(2) 第19条の次に2条を加える改正規定(第21条に係る部分に限る。))法第26条の3第3項において読み替えて準用する法第10条の6第1項の事務所登録等事務の開始の日

(開始の日＝平成25年4月1日)

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の建築士法施行細則(以下「旧規則」という。))別記第3号様式の規定による二級建築士免許証及び旧規則別記第3号様式の2の規定による木造建築士免許証は、改正後の建築士法施行細則(以下「新規則」という。))別記第3号様式の規定による二級建築士免許証及び新規則別記第3号様式の2の規定による木造建築士免許証とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則別記第3号様式の規定による二級建築士免許証又は旧規則別記第3号様式の2の規定による木造建築士免許証の交付を受けている二級建築士又は木造建築士は、新規則別記第3号様式の規定による二級建築士免許証若しくは新規則別記第3号様式の2の規定による木造建築士免許証又は新規則第8条の14の規定により読み替えて適用される新規則第2条第1項の二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の交付を申請することができる。

4 前項の規定による申請については、新規則第3条第2項の規定による免許証の書換え交付の申請又は新規則第8条の14の規定により読み替えて適用される新規則第3条第2項の規定による免許証明書の書換え交付の申請の例により行うものとする。

附 則(平成25年3月29日規則第38号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年7月7日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年11月29日規則第25号)

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年3月1日から施行する。
- 2 改正後の建築士法施行細則（以下「改正後の規則」という。） 第1条の2第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる二級建築士試験又は木造建築士試験（以下「二級建築士試験等」という。）に合格した者で二級建築士又は木造建築士（以下「二級建築士等」という。）の免許の申請をするものについて適用し、施行日前に行われた二級建築士試験等に合格した者で二級建築士等の免許の申請をするものについては、なお従前の例による。
- 3 施行日前に行われた直近2回の二級建築士試験のうちいずれかの二級建築士試験の学科の試験に合格した者及び施行日前に行われた直近2回の木造建築士試験のうちいずれかの木造建築士試験の学科の試験に合格した者に係る二級建築士試験等の学科の試験の免除については、改正後の規則第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。